	(b)「病原生物に対する医薬品」とは、日本国の法令に基づき、病原生物に対する医薬品に分類される医薬品であって、販売の承認を受けているものをいう。 (c)「高度管理医療機器」とは、日本国の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認又は認証を受けている医療機器をいう。
八	
分野	製造業
小分野	皮革製造業及び皮革製品製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一六九四　ゼラチン・接着剤製造業 ＪＳＩＣ　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇一一　なめし革製造業 ＪＳＩＣ　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。） ＪＳＩＣ　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇四一　革製履物製造業 ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業 ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業 ＪＳＩＣ　二〇七　袋物製造業 ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業 ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業 ＪＳＩＣ　三二五三　運動用具製造業
関連する義務	注１　ＪＳＩＣ一一八九又は三二五三に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注２　ＪＳＩＣ一六九四に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、動物系接着剤（にかわ）・ゼラチン製造業に関連するものに限られる。
措置	内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
九	
分野	船舶の国籍に関する事項
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要	日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であってその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。
十	
分野	鉱業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
概要	日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
十一	
分野	石油業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業 ＪＳＩＣ　一七一一　石油精製業 ＪＳＩＣ　一七二二　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） ＪＳＩＣ　一七四一　舗装材料製造業 ＪＳＩＣ　一七九九　その他の石油製品・石炭製品製造業 ＪＳＩＣ　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） ＪＳＩＣ　四七二一　冷蔵倉庫業 ＪＳＩＣ　五三一一　石油卸売業 ＪＳＩＣ　六〇五一　ガソリンスタンド ＪＳＩＣ　六〇五二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。） ＪＳＩＣ　九二九九　他に分類されないその他の事業サービス業
関連する義務	注１　ＪＳＩＣ一七四一、一七九九、四七一一又は六〇五二に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、石油業に関連するものに限られる。 注２　ＪＳＩＣ九二九九に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
措置	内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。
十二	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三　警備業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
十三	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　四六一一　航空運送業
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 3　日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は当該自然人若しくは当該航空運送事業者である団体であって当該航空運送事業者の株式を2(a)から(c)までに掲げる自然人又は当該航空運送事業者である団体が有するもの（2(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が2(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人が有するものを含む。）に限る。）を所有し、又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体が航空運送事業者の株式を所有することとなるときは、当該請求を拒むことができる。